

# 許 可 書

沖縄県那覇市小禄1丁目27番17号

ソシアA101号室

アイ・アール株式会社

代表取締役 山城 ちずえ

令和4年3月18日付けで申請のあった貨物自動車運送事業法第3条に基づく一般貨物自動車運送事業の経営については、下記の条件を付し、申請の通り許可する。

## 記

### 1. 条 件

- 1) 許可後1年以内に運輸を開始すること。
- 2) 運行管理者及び整備管理者の選任届を運輸開始前(整備管理者の選任届については、選任後15日以内に運輸開始する場合にあっては、選任後15日以内)に提出すること。
- 3) 運輸開始前に社会保険等加入義務者が社会保険等に参加すること。

### 2. 事業者番号

一般法人-623

### 3. 事業計画

別紙のとおり

令和4年6月22日

内閣府沖縄総合事務局長

田 中 愛 智 朗



## 別 紙

### 1. 主たる事務所の名称及び位置

名 称 : アイ・アール株式会社

位 置 : 沖縄県那覇市小禄1丁目27番17号ソシアA101号室

### 2. 営業所の名称及び位置

名 称 : 事業本部営業所

位 置 : 沖縄県うるま市字具志川2716-1

### 3. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び配置車両数

種 別 (普通・霊柩の別) : 普通自動車

車両数 : 8両 (普通8両、小型0両、  
けん引0両、被けん引0両)

### 4. 乗務員の休憩・睡眠施設及び自動車車庫の概要

項 目	位 置	収容能力 (㎡)
休憩室	沖縄県うるま市字具志川2716-1	43.75
自動車車庫	沖縄県うるま市字具志川2609	525

府運陸交第283号  
令和4年6月22日

アイ・アール株式会社  
代表取締役 山城 ちずえ 殿

内閣府沖縄総合事務局長

田中 愛智 朗



令和4年3月18日付けで申請のあった一般貨物自動車運送事業については、今般別紙のとおり許可したが、経営にあたっては本事業の公共性を認識し、関係法令を遵守することはもとより、特に下記事項を励行し運送需要者の要請にこたえ、もって公共の福祉を増進するよう努められたい。

記

1. 独自の経営努力はもとより、事業協同組合への加入等、積極的に企業体質の改善・強化に努めること。
2. 認可を受けないで第三者に営業権を譲渡する行為、一体的な経営を行うことなく一部で独立採算的な分割経営を行う行為、あるいは名義を他人に利用させる行為等については、貨物自動車運送事業法に違反する行為であり、これを禁止する。
3. 運行管理体制の適切な実施を図り、輸送の安全確保に努めること。
4. 運転者には、国土交通大臣の認定する適性診断を受診させるなどして、事故防止や安全運転の確保に努めること。

府運陸交第283号  
令和4年6月22日

アイ・アール株式会社  
代表取締役 山城 ちずえ 殿

内閣府沖縄総合事務局長  
田中 愛智 朗



### 登録免許税納付通知書

この度、貴殿に一般貨物自動車運送事業の経営を許可したので登録免許税法第2条の規定に基づき、下記の登録免許税を納付し、その領収証書を「登録免許税領収証書届出書」に貼付し、当局に提出してください。

#### 記

- |            |                                |
|------------|--------------------------------|
| 1. 登録免許税の額 | 120,000円                       |
| 2. 納付すべき場所 | 日本銀行、同歳入代理店（琉銀・沖銀等）<br>税務署     |
| 3. 納付期限    | 令和4年7月22日<br>(登録免許税領収証書届出提出期限) |

(注) 「納付書」は、日本銀行、同歳入代理店（琉銀、沖銀等）、税務署の窓口  
に備え付けております。

# 登録免許税領収証書届出書

令和 年 月 日

沖縄総合事務局長 殿

住 所

氏 名

一般貨物自動車運送事業に係る登録免許税120,000円を納付したので  
領収証書を貼付のうえ届出します。

( 領 収 証 書 貼 付 欄 )